

尾鷲市犯罪被害者等 支援施策集

尾鷲市

犯罪被害者等支援について

犯罪被害者等支援は、

犯罪被害に遭った方やそのご家族、そのご遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）の個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進する。

犯罪被害者等が置かれている生活環境、事情に応じて適切に推進する。

犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、必要な支援が途切れることなく提供されるよう推進する。

【犯罪被害者等を取り巻く環境】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けることに加え、捜査への協力やけがの治療のほか、様々な行政手続きや裁判への参加など時間的、経済的に負担がかかり、普段どおりの日常生活を送ることが難しくなります。

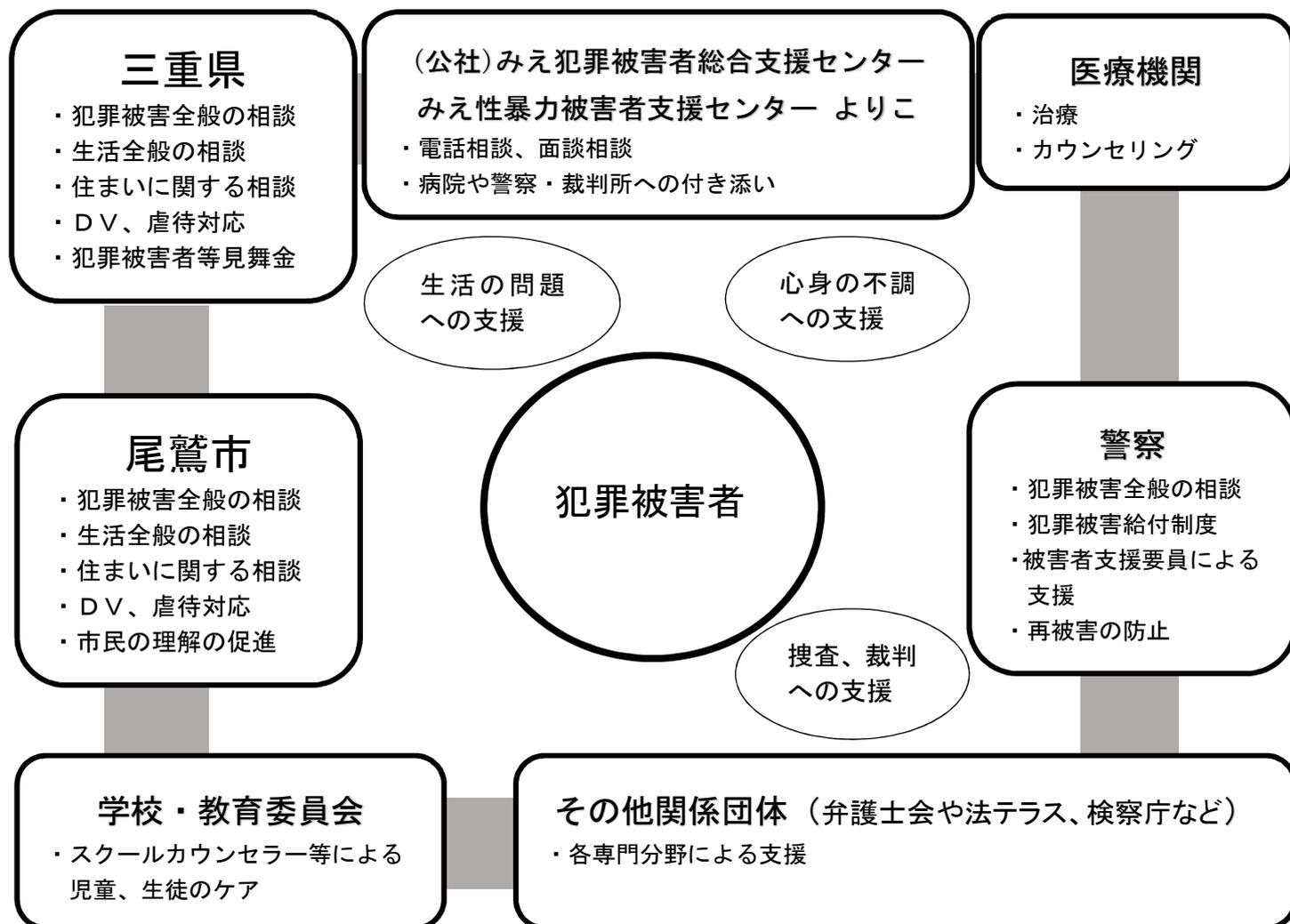
また、犯罪に遭われたことで、近所や職場・学校で心無い言葉をかけられて苦しまれる方も少なくありません。



【犯罪被害者等への支援体制】

犯罪被害者の支援は、そのニーズが多岐に渡り、様々な関係機関が横断的に支援に係わる必要があります。ここでは、主な支援機関をまとめました。

犯罪被害者等への支援体制



尾鷲市 犯罪被害者等支援施策集

支援内容		相談窓口		電話番号	ページ数	備考	
全般	相談・総合的対応窓口	本庁舎 1階	市民サービス課	0597-23-8250	5		
遺族	遺族基礎年金（国民年金）	本庁舎 1階	市民サービス課	0597-23-8193	6		
	寡婦年金（国民年金）				7		
	死亡一時金（国民年金）				8		
遺族・重傷病	国民健康保険（葬祭費等）	本庁舎 1階	市民サービス課	0597-23-8193	9		
障害が残った被害者	特別障害者手当	本庁舎 1階	福祉保健課	0597-23-8203	10		
	身体障害者手帳の交付				11		
	障害基礎年金（国民年金）		市民サービス課	0597-23-8193	12		
	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく支援				13		
	特別児童扶養手当	福祉保健センター 2階	福祉保健課	0597-23-8202	14		
	障害児福祉手当	本庁舎 1階			0597-23-8203	15	
	療育手帳の交付					16	
DV	住民基本台帳の閲覧制限	本庁舎 1階	市民サービス課	0597-23-8161	17		
	女性相談員配置事業	福祉保健センター 2階	福祉保健課	0597-23-8202	18		
	DV被害者の国民健康保険住民登録外加入	本庁舎 1階	市民サービス課	0597-23-8193	19		
	母子生活支援の相談	本庁舎 1階	福祉保健課	0597-23-8201	20		
	DV被害者の市営住宅優先抽選制度	本庁舎地下 1階	建設課	0597-23-8241	21		
精神	精神障害者保健福祉手帳の交付	本庁舎 1階	福祉保健課	0597-23-8203	22		
医療	自立支援医療制度	本庁舎 1階	福祉保健課	0597-23-8203	23		
	心身障害者医療費公費負担制度				24		
	子ども医療費助成制度	福祉保健センター 2階	0597-23-8202	25			
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費助成制度	本庁舎 1階	福祉保健課	0597-23-8201	26		
	母子父子寡婦福祉貸付金				27		
	尾鷲市高等職業訓練促進給付金事業				28		
	尾鷲市自立支援教育訓練給付金事業				29		
	一人親家庭等日常生活支援事業				30		
	母子・父子自立支援員設置事業				31		
	児童扶養手当				32		
子育て支援・児童虐待	家庭児童相談事業	福祉保健センター 2階	福祉保健課	0597-23-8202	33		
	児童手当				34		
	一時保育（一時預かり）事業				35		
	ファミリーサポートセンター				36		
	地域子育て支援センター				37		
	放課後児童クラブ（学童保育）				38		
支就援学	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会庁舎 2階	教育総務課	0597-23-8291	39		
	新入学用品準備金の入学前支給				40		
各種相談	無料法律相談	本庁舎 1階	市民サービス課	0597-23-8250	41		
	司法書士相談				42		
	人権相談				43		
	消費生活相談事業	本庁舎 1階	商工観光課	188	44		
	若者就業サポートステーション	若者就業サポートステーション・みえ	公財 三重県労働福祉協会	059-123-0050	45		
	教育相談	教育委員会庁舎 2階	教育総務課	0597-23-8292	46		
	税の猶予・納税相談	本庁舎 1階	税務課	0597-23-8173	47		

支援内容		相談窓口		電話番号	ページ数	備考	
介護・保護	福祉全般相談	本庁舎1階	福祉保健課	0597-23-8201	48		
	健康相談	福祉保健センター2階	福祉保健課	0597-23-3871	49		
	高齢者・介護に関する相談	本庁舎1階	福祉保健課	0597-22-3003	50		
	生活保護制度	本庁舎1階	福祉保健課	0597-23-8203	51		
	生活困窮者自立支援事業				52		
	高齢者虐待防止		福祉保健課	0597-23-8201	53		
	障害者虐待防止事業				0597-23-8203	54	
	成年後見制度利用支援事業				0597-23-8201	55	
	犯罪被害者の市営住宅優先抽選制度	本庁舎地下1階	建設課	0597-23-8241	56		

様式番号	様式名	内容	ページ数	備考
1	犯罪被害者相談カード	犯罪被害支援者情報、被害概要、 犯罪被害支援者要望	57	
2	犯罪被害者等支援 アセスメント&プランニングシート	犯罪被害者支援者の状況等	58,59	
3	関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する 情報	犯罪被害支援者情報、被害概要、 犯罪被害支援者要望等の外部団体 への情報提供	60,61	

【事業名】

相談・総合的対応窓口

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

市民サービス課

電 話

0597-23-8250

【市の関係課等】

税務課、市民サービス課、福祉保健課、商工観光課、建設課、教育委員会

【事業の内容】**1 概要**

被害に遭われた方々からのあらゆる相談・問合せに対応して、市庁内関係部局や県、他市町、警察、その他関係機関や団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行います。

2 相談等受付時間

月曜～金曜 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)

3 相談方法

電 話 0597-23-8250

来 所 尾鷲市中央町10番43号 尾鷲市役所 1階
市民サービス課 市民生活係

【事業名】

遺族基礎年金(国民年金)

【実施主体】

住 所

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市

担当部署等の名

市民サービス課

電 話

0597-23-8193

【事業の内容】

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者等であった方が、受給要件を満たしている場合、亡くなられた方によって生計を維持されていた「子※のある配偶者」または「子※」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。

支給要件	<p>★ 被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あること。)</p> <p>※ ただし令和8年4月1日前の場合は死亡日に65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がなければ受けられます。</p>
対象者	<p>★ 死亡した者によって生計を維持されていた、 (1)子のある配偶者 (2)子</p> <p>※ 子とは次の者に限ります 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子</p>
年金額	<p>780,900円+子の加算</p> <p>子の加算 第1子・第2子 各 224,700円 第3子以降 各 74,900円</p> <p>※ 子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。</p>

【事業名】

寡婦年金(国民年金)

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

市民サービス課

電 話

0597-23-8193

【事業の内容】

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上(注)ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

- ・年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3。
- ・亡くなった夫が、障害基礎年金、老齢基礎年金を受けたことがある場合は支給されません。
- ・妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。

(注) 平成29年8月1日より前の死亡の場合、25年以上の期間が必要です。

【事業名】

死亡一時金(国民年金)

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

市民サービス課

電 話

0597-23-8193

【事業の内容】

死亡一時金は、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったときは、その方と生計を同じくしていた遺族(1配偶者2子3父母4孫5祖父母6兄弟姉妹の中で優先順位が高い方)が受けることができます。

対象者	第1号被保険者として保険料を納めた月数(4分の3納付月数は4分の3月, 半額納付月数は2分の1月, 4分の1納付月数は4分の1月として計算)が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族(1・配偶者、2・子、3・父母、4・孫、5・祖父母、6・兄弟姉妹の中で優先順位の高い方)に支給されます。
支給額等	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて120,000円～320,000円です。 ・付加保険料を納めた月数が36月以上ある場合は、8,500円が加算されます。 ・遺族が、遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。 ・寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。 ・死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。

【事業名】

国民健康保険(葬祭費等)

【実施主体】

住 所

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市

担当部署等の名

市民サービス課

電 話

0597-23-8193

【事業の内容】

国民健康保険加入者(会社の健康保険<健康保険組合・共済組合・船員保険など>に加入している方や、生活保護を受けている方以外の方)は、国民健康保険の以下の制度が利用できます。

1 亡くなられたとき(葬祭費)

国保に加入されている方が亡くなった場合、葬儀を執り行った方に葬祭費が支給されます。

- ・ 申請期間…葬儀を行った日から2年間
- ・ 支給額…5万円

2 移送されたとき(移送費)

病気やケガなどで歩行が困難な方で、医師の指示により治療上必要であり、緊急でやむをえず別の病院に移送したときなどに、移送に要した額が支給される場合があります。

- ・ 申請期間…費用を支払った日の翌日から2年間
- ・ 支給額…最も経済的な通常の経路・方法で算定した交通機関の運賃の額

3 交通事故にあったとき

交通事故などの第三者の行為によりケガをした場合の治療費は、本来は加害者が負担すべきものですが、状況により保険証を使って診療を受けることができます。

国保の保険証を使って治療をする場合は、必ず市民サービス課に届け出てください。

※示談等により国保が使えなくなる場合がありますので、その前に市民サービス課に連絡・届出をしてください。

4 医療費が高額になったとき(高額療養費)

1ヶ月の医療費の自己負担額が一定の額を超えた場合、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。

ただし、入院中の食事代や保険がきかない差額ベッド代、歯科の自由診療などは対象になりません。

なお、限度額は、70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方で異なります。また、所得区分によっても異なりますので、市民サービス課にお問い合わせください。

【事業名】

特別障害者手当

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8203

【事業の内容】

1 目的

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

2 支給要件

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。

3 支給月額(令和2年4月より適用)

27,350円

4 支払時期

特別障害者手当は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手(単位:円、平成14年8月以降適用)

扶 養 親 族 等 の 数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

※政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額です。

【事業名】

身体障害者手帳の交付

【実施主体】

住 所

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8203

【事業の内容】**1 交付対象者**

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

※別表に定める障害の種類（いずれも、一定以上で永続することが要件とされています。）

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚又は平衡機能の障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ ぼうこう 又は直腸の機能の障害
- ・ 小腸の機能の障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ・ 肝臓の機能 の 障害

2 障害の程度

障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。

(7級の障害は、単独では交付対象とはならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、対象となります。)

【事業名】

障害基礎年金(国民年金)

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

市民サービス課

電 話

0597-23-8193

【事業の内容】

国民年金に加入している間、または20歳前(年金制度に加入していない期間)、もしくは60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)に、初診日(障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にあるときは障害基礎年金が支給されます。

※ 障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること(保険料納付要件)が必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

(1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること

(2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

障害等級の例	1級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両眼の視力の和が0.04以下のもの(原則として矯正視力) 両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの その他
	2級	1上肢の機能に著しい障害を有するもの 1下肢の機能に著しい障害を有するもの 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの(原則として矯正視力) 両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの その他
※障害年金の対象となる病気やケガは、手足の障害などの外部障害のほか、精神障害やがん、糖尿病などの内部障害も対象になります。		
年金額	【1級】 780,900円×1.25+子の加算、【2級】 780,900円+子の加算 子の加算 第1子・第2子 各 224,700円 第3子以降 各 74,900円 子とは次の者に限る 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子 20歳未満で障害等級1級または2級の障害者	

【事業名】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく支援

【実施主体】

住 所

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8203

【事業の内容】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)では、身体、知的、精神障がいといった障がいの区分がなくなりました。サービスは基本的にはどの障がいの方も利用できるようになっていきます。

障害者総合支援法および児童福祉法に基づくサービスには下記のようなものがあります。これらのサービスの利用を希望される場合、市町で受給者証を受ける必要があります。

下記以外のサービスもありますので、詳しくは窓口にご相談ください。

1 訪問系サービス**(1) 居宅介護**

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的にを行います。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。

2 日中活動系サービス**(1) 短期入所(ショートステイ)**

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めた施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

3 訓練系・就労系サービス**(1) 就労継続支援(B型)**

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

4 居住系・居住支援系サービス**(1) 共同生活援助(グループホーム)**

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。

(2) 障害者支援施設**・施設入所支援(障害者支援施設)**

施設において、施設入所支援とともに施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型)を行います。施設入所支援では、施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

5 障害児通所系サービス**(1) 児童発達支援**

日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

【事業名】

特別児童扶養手当

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8202

【事業の内容】

1 目的

精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的にしています。

2 支給要件

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

3 支給月額(令和2年4月より適用)

・1級 52,500円

・2級 34,970円

4 支払時期

特別児童扶養手当は、原則として毎年4月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

(単位:円、平成14年8月以降適用)

扶 養 親族等 の 数	請 求 者	配 偶 者 及 び 扶 養 義 務 者
	所 得 額	所 得 額
0	4,596,000	6,287,000
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4人以上	1人につき380,000円ずつ加算	1人につき213,000円ずつ加算

※政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額です。

【事業名】

障害児福祉手当

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8203

【事業の内容】

1 目的

重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。

2 支給要件

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。

3 支給月額(令和2年4月より適用)

14,880円

4 支払時期

障害児福祉手当は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

(単位:円、平成14年8月以降適用)

扶 養 親 族 等 の 数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

※政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額です。

【事業名】

療育手帳の交付

【実施主体】 尾鷲市	住 所	尾鷲市中央町10番43号
	担当部署等の名	福祉保健課
	電 話	0597-23-8203

【事業の内容】

知的な障がいのある方に一貫した相談、支援を行ったり、各種の福祉サービスを受けやすくするため、療育手帳を交付しています。

療育手帳は、児童相談所又は障害者相談支援センターにおいて知的障がいがあると判定された方に対して交付します。

1. 申請窓口

- ・療育手帳の新規交付について
- ・療育手帳の障がい程度の変更、破損などによる再交付について
- ・住所、氏名などの記載事項の変更について
- ・対象者の県外転出、死亡などによる返還について

上記に該当される方は、福祉担当課へその旨申請してください。

2. 判定機関

18歳以上の方：三重県障害者相談支援センター 知的障害者支援課

18歳未満の方：紀州児童相談所

3. 障がい程度

以下の4つの障がい程度があります

A1(最重度) A2(重度) B1(中度) B2(軽度)

4. お問い合わせ先

療育手帳交付にかかる事務について：三重県障害者相談支援センター 総務・身体障害者支援課

TEL:059-236-0400

18歳以上の方の判定について：三重県障害者相談支援センター 知的障害者支援課

TEL:059-232-7531

18歳未満の方の判定について：紀州児童相談所

TEL:0597-23-3435

【事業名】

住民基本台帳の閲覧制限

【実施主体】

住 所

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市

担当部署等の名

市民サービス課

電 話

0597-23-8161

【事業の内容】

配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者(以下「DV等被害者」といいます。)の方については、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置(以下「DV等支援措置」といいます。)を申し出て、「DV等支援対象者」となることにより、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票(除票を含む)の写し等の交付」、「戸籍の附票(除票を含む)の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する(拒否する)措置が講じられます。

1 DV等支援措置の申出者

住民基本台帳に記録されている方又は戸籍の附票に記録されている方で、次に掲げる方は、住民票のある市区町村や戸籍の附票のある市区町村等にDV等支援措置を申し出ることができます。

(1) 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある方

(2) ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがある方

(3) 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある方

(4) その他(1)から(3)までに掲げる方に準ずる方

※申出者と同一の住所を有する方についても、申出者と併せてDV等支援措置を実施することを求めることができます。

2 DV等支援措置の申出の方法、必要性の確認、期間

(1) 住民票のある市区町村や戸籍の附票のある市区町村等に「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出すること等により、DV等支援措置を求める旨の申出を行ってください。

DV等支援措置の期間は、確認の結果を申出者に連絡した日から起算して1年です。

(2) 期間終了の1か月前から、延長の申出を受け付けます。延長後の支援措置の期間は、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年です。

【事業名】

女性相談員配置事業

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8202

【事業の内容】**1目的**

DV被害者からの相談や自立支援を行うため、女性相談員を配置し、相談に応じています。

2相談等受付時間

月曜～金曜 9:00～16:00(祝日、年末年始を除く※ただし、緊急を要する場合は、適時対応)

3相談方法

電 話 0597-23-8202

来 所 尾鷲市栄町5-5 福祉保健センター2階
福祉保健課 子育て支援係

【事業名】

DV被害者の国民健康保険住民登録外加入

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

市民サービス課

電 話

0597-23-8193

【事業の内容】**1 目的**

住民登録地で国民健康保険または加害者の被扶養者として健康保険に加入している場合、医療費等通知等の送付によって、受診した医療機関等から加害者の居所等が加害者に知られる可能性があるため、住民登録地以外での国民健康保険への加入が認められています。

2 対象者

DV被害により加害者から避難している者

3 事業内容

本来、国民健康保険は住民登録地での加入となりますが、DV被害者については事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として加入することが可能とされています。(平成20年2月27日保国発第0227001号厚生労働省) よって、居住証明書により事実上の住所を把握し、住民登録のある他市町村へ他保険の有無を確認するなど、他市町村と連携のうえ、本市国民健康保険への加入を認めています。

【事業名】

母子生活支援の相談

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8201

【事業の内容】

1目的

母子・寡婦に関する相談や自立支援を行うため、相談に応じています。

2相談等受付時間

月曜～金曜 9:00～16:00(祝日、年末年始を除く※ただし、緊急を要する場合は、適時対応)

3相談方法

電 話 0597-23-8202

来 所 尾鷲市栄町5-5 福祉保健センター2階
福祉保健課 子育て支援係

【事業名】

DV被害者の市営住宅優先抽選制度

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

建設課

電 話

0597-23-8241

【事業の内容】**〔DV被害者の優先枠抽選〕**

DV被害者等(離婚が成立していない場合でも、DVにより事実上婚姻関係が破綻していると認められる場合を含む)は、優先枠抽選対象者とし、一般住戸に先立って抽選し、それに落選しても再度一般枠で抽選に参加できることとしています。

上記の優先枠抽選の取扱いを受けるためには、次の要件を満たしていることが必要となります。

なお要件の認定につきましては、福祉保健課にて実施しておりますので、ご確認ください。

(1)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

〔DV被害者の目的外使用〕

DV被害者が、上記の要件を満たしている場合であって、公募(定期募集)による入居を待つことができない緊急に迫られる事情がある者である場合は、国(中部地方整備局)の承認を得たうえで、1年を超えない期間に限り市営住宅を目的外使用させることができることとしています。

【事業名】

精神障害者保健福祉手帳の交付

【実施主体】

住 所

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8203

【事業の内容】

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。詳しくは窓口でお尋ねください。

1 対象となる方

何らかの精神疾患(てんかん、発達障害などを含みます)により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。

※手帳を受けるためには、その精神疾患による初診から6ヶ月以上経過していることが必要になります。

2 受けられるサービス

精神障害者保健福祉手帳を持っていると、次のようなサービスが受けられます。

(1) 全国一律に行われているサービス**① 公共料金等の割引**

・NHK受信料の減免

② 税金の控除・減免

・所得税、住民税の控除1、相続税の控除、自動車税・自動車取得税の軽減(手帳1級の方)

③ その他

・自立支援医療(精神通院医療)による医療費助成や、障害者自立支援法による障害福祉サービスは、精神障害者であれば手帳の有無にかかわらず受けられます。

(2) 地域・事業者によって行われていることがあるサービス**① 公共料金等の割引**

・鉄道、バス、タクシー等の運賃割引 ※なお、JRや航空各社は現時点では対象になっていません。

・携帯電話料金の割引、心身障害者医療費助成(手帳1級の方、通院分に限る)、公共施設の入場料等の割引

【事業名】

自立支援医療制度

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8203

【事業の内容】**1目的**

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。原則1割負担で月額負担上限があります。

2対象者

①精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、病院又は診療所に入院しないで行われる医療を継続的に要する者

②更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

③育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満)

【事業名】

心身障害者医療費公費負担制度

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8203

【事業の内容】**1内容**

心身に重度の障害がある方が保険証を使って病院に受診した場合の自己負担金について助成します。

2対象と内容

- ①身体障害者手帳1級から3級所持者
- ②療育手帳A1～A2所持者又は知能指数が35以下と判定された方
- ③身体障害者手帳4級所持者で、かつ知能指数50以下又は、療育手帳B1所持者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級所持者（通院分に限る）

【事業名】

子ども医療費助成制度

【実施主体】

住 所

尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階

尾鷲市

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8202

【事業の内容】**1概要**

市内に在住する子どもにかかる医療保険の適用となる医療費の自己負担分を市(町)が助成します。

2対象となる人

市内に住所を有しており、いずれかの医療保険に加入し、生活保護法による保護を受けていない人で、次の項目に該当する人

0歳～中学生

(15歳に達した最初の3月31日まで、4月1日生まれの人は前月末日まで資格があります)

※保護者の所得により受給資格に該当しない場合があります。なお、これまで該当しなかった人も所得の変動や家族の扶養状況の見直しなどによって所得制限範囲内となり、助成が受けられる場合があります。改めて申請等が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

【事業名】

ひとり親家庭等医療費助成制度

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8201

【事業の内容】

18歳未満の児童を養育する母子父子家庭の父母等と当該児童の医療費の自己負担分の一部を助成します。

1対象者

市内に住所を有しており、いずれかの医療保険に加入し、生活保護法による保護を受けていない人で、次の項目に該当する18歳まで(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)の子どもを養育している父、母、または父もしくは母に代わって子どもを養育している人、およびその子ども

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父または母が死亡した子ども
- ・父または母に重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)がある子ども
- ・父または母の生死が明らかでない子ども
- ・父または母から1年以上遺棄されている子ども
- ・父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ・母が婚姻によらないで懐胎した子ども
- ・父または母が配偶者からの暴力(DV)被害で避難している子ども

注:本人または扶養義務者等の所得により受給資格に該当しない場合があります。なお、これまで該当しなかった人も所得の変動や家族の扶養状況の見直しなどによって所得制限範

2所得制限限度額

下表の所得制限限度額からさらに控除がありますので、資格の有無についてはお問い合わせ
 <所得制限の限度額表>

(単位:円)

扶 養 親族等 の 数	本 人	配偶者及び 扶養義務者
	所得額	所得額
0	192万円	236万円
1	230万円	274万円
2	268万円	312万円
3	306万円	350万円
4	346万円	382万円
5	382万円	412万円

【事業名】

母子父子寡婦福祉貸付金

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8201

【市の関与】

※市以外が実施主体の場合該当に○

補助

委託

なし

その他

受付等事務)

【事業の内容】

〔目的〕

配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。

〔貸付金の種類等〕

1. 貸付の種類

事業開始資金、修学資金等 12種類

資金名	資金用途	貸付対象
事業開始資金	事業をはじめるために必要な資金	母子、父子、寡婦
事業継続資金	事業を続けるための必要な資金	母子、父子、寡婦
就職支度資金	就職するために直接必要な資金	母子、父子、寡婦
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な資金	母子、父子、寡婦
技能習得資金	知識技能を習得するために必要な資金	母子、父子、寡婦
生活資金	技能習得、医療・介護を受ける間の生活資金	母子、父子、寡婦
	母子家庭になって7年未満の世帯の生活資金	
	失業期間中の生活資金	
住宅資金	住宅建設、増築、改築、購入、補修等に必要な資金	母子、父子、寡婦
転宅資金	住居の移転に際し、敷金、住宅の賃借等に必要な資金	母子、父子、寡婦
就学支度資金	就学、修業するために必要な資金	母子、父子、寡婦
修業資金	事業を開始または就職のための知識技能習得資金	母子、父子、寡婦
結婚資金	児童または扶養する20歳未満の子の婚姻資金	母子、父子、寡婦
修学資金	高校、大学等に就学させるための資金	母子、父子、寡婦

※ 上記以外に、令和元年度においては、児童扶養手当の支払回数の見直しに伴う影響を緩和するための臨時的な資金貸付を創設

2. 貸付対象

母子家庭の母及び父子家庭の父、児童、父母のない児童、母子・父子福祉団体、寡婦、寡婦が扶養している子、40歳以上の配偶者のない女子

3. 貸付限度額

資金の種類により異なります。

4. 据置期間

6ヶ月ないし1年間

5. 償還期間

3～10年以内

6. 利率

無利子又は年1.0%

7. 償還方法

元利均等月賦、半年賦、年賦

【事業名】

尾鷲市高等職業訓練促進給付金事業

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8201

【事業の内容】**1 概要**

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。

2 対象者

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童(20歳に満たない者)を扶養し、以下の要件を全て満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ・養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ・仕事または育児と修業の両立が困難であること※平成25年度入学者から父子家庭も対象

対象**3 支給額・期間**

- (1) 高等職業訓練促進給付金・・・支給額月額100,000円(市町村民税非課税世帯)
・・・支給額月額 70,500円(市町村民税課税世帯)

※ただし、養成機関における課程修了までの期間の最後の12か月については、月額140,000円(市町村民税非課税世帯)、月額110,500円(市町村民税課税世帯)

(2) 支給期間

修業期間の全期間(上限4年)※4年以上の課程の履修が必要となる資格を取得する場合、支給期間の上限は4年。

※ただし、当該給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、通算3年分の給付金を支給。

- (3) 高等職業訓練修了支援給付金・・・支給額50,000円(市町村民税非課税世帯)
・・・支給額25,000円(市町村民税課税世帯)

※支給期間修了後に支給

4 対象となる資格

高等職業訓練促進給付金等事業の対象となる資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされている者について都道府県等の長が指定したものです。

(対象資格の例)

准看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、助産師

【事業名】

尾鷲市自立支援教育訓練給付金事業

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8201

【事業の内容】**1 概要**

母子家庭の母又は父子家庭の父が、指定教育訓練講座を受講する場合や、資格取得のために養成機関等で受講する場合に、給付金を支給することで、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援します。

2 事業内容**(1) 自立支援教育訓練給付金**

母子家庭の母又は父子家庭の父が指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料の合計額の6割相当額(20万円を上限とする。ただし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。

【事業名】

一人親家庭等日常生活支援事業

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8201

【事業の内容】

1 目的

一時的に介護、保育等のサービスが必要な母子家庭若しくは父子家庭、又は寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護及び保育等を行います。

1 事業内容

(1) 派遣対象世帯

母子家庭の母若しくは父子家庭の父若しくは当該家庭の児童又は寡婦の修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯

(2) 日常生活支援の内容

- ・乳幼児の保育
- ・食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話
- ・その他必要な用務

(3) その他の必要事項

① 費用負担

家庭生活支援員の派遣を受けた世帯は、国の定める費用負担基準に基づき、派遣に要した費用の一部負担が必要です。

1 お問い合わせ

福祉保健課

【事業名】

母子・父子自立支援員設置事業

【実施主体】

住 所

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8201

【事業の内容】**1目的**

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進を図るため、非常勤の母子・父子自立支援員を県福祉事務所又は市役所に配置し、配偶者のない女子及び男子で現に20歳未満の者を扶養しているもの(母子家庭の母及び父子家庭の父)及び寡婦等に対し、

① 相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導

② 職業能力の向上及び求職活動に関する支援

を行います。

2母子・父子自立支援員の職務内容

○母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく情報提供、相談指導

・母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する相談指導

・家庭紛争、結婚その他の諸問題に関する相談指導

・住宅、子育て、就業などの相談支援 等

○職業能力の向上などの情報提供、相談指導

○母子家庭や寡婦の自立にその他必要な支援(児童扶養手当の受給、養育費等)

○父子家庭への支援

3お問い合わせ

電 話 0597-23-8202

来 所 尾鷲市中央町10番43号 福祉保健課

【事業名】

児童扶養手当

【実施主体】 尾鷲市	住 所	尾鷲市中央町10番43号
	担当部署等の名	福祉保健課
	電 話	0597-23-8201

【事業の内容】

1目的

児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している者に対して、児童扶養手当を支給します。

※平成22年8月1日施行日適用(父子家庭にも従来の母子家庭に準じ児童扶養手当の支給を行うことになりました。)

2支給要件

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害のある場合は20歳未満)を監護又は養育している者で、児童が下記の条件にあてはまる場合支給されます。

(1)父又は母と生計を同一にしていない児童

(離婚、父又は母死亡、1年以上遺棄、裁判所でDV保護命令を受けている、1年以上拘禁等)

(2)父又は母が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童

但し、次の場合は、手当は支給されません。

①児童入所施設又は里親に措置委託されているとき

②父又は母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき

(父又は母が障がい有する場合を除く)

③受給者及び児童が日本国内に住所がないとき

3支給額(平成31年4月～)

(1)全部支給の場合(児童1人) 月額 43,160円

(2)一部支給の場合(児童1人) 月額 43,150円～10,180円

児童が2人の場合は、上記金額に最大10,190円加算

(一部支給10,180円～5,100円)、3人目以降はさらに最大6,110円(一部支給6,100円～3,060円)ずつ加算されます。

4所得制限

(1)受給者本人

扶養親族のない場合 490千円 1,920千円

扶養親族のある場合 1人のとき 870千円 2,300千円

〃 2人以上1人につき 380千円加算 380千円加算

(2)扶養義務者等

扶養親族のない場合 2,360千円

扶養親族のある場合 1人のとき 2,740千円

〃 2人以上1人につき 380千円加算

5公的年金給付等による支給制限

次の場合は、児童扶養手当の全部又は一部を支給しない。

(1)児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付等を受けられることができるとき。

(2)児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。(3)受給資格者が公的年金給付(老齢福祉年金を除く)等を受けられることができるとき。

6一部支給停止

(1)停止対象要件

平成20年4月以降児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年又は、支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過する場合に、支給額の1/2を超えない範囲で支給停止(減額)されます。

(2)適用除外

①就業している場合

②求職活動その他自立を図るための活動を行っている場合

③障害を有する場合

④負傷・疾病等により就業することができない場合

⑤受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護の状態にあることなどにより、受給資格者が介護を行う必要があり、就業することが困難である場合

【事業名】

家庭児童相談事業

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8202

【事業の内容】**1内容**

すべての子どもたちが健やかに成長することを願って、子どもたちとその家族に関するあらゆる相談に応じています。

(例)

- ・子育てについて
- ・学校、保育園、幼稚園生活について
- ・家族関係について
- ・非行について
- ・子どもをとりまく環境について
- ・ひとり親家庭の困りごとについて
- ・子どもの発達について
- ・その他いろいろな子どもの心配ごとについて

2お問い合わせ

電 話 0597-23-8202

来 所 尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階
福祉保健課

【事業名】

児童手当

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8202

【事業の内容】**1 支給対象**

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

2 支給額(一人あたり月額)

3歳未満…一律15,000円

3歳以上…小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)

中学生…一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。(以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。)

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例)6月の支給日には、2~5月分の手当を支給します。

【事業名】

一時保育(一時預かり)事業

【実施主体】

住 所

尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階

尾鷲市

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8202

【事業の内容】

保護者の就労形態及び疾病等により、緊急一時的に保育を必要とする児童のための保育サービス(有料)です。

【実施場所】

尾鷲第四保育園

【対象児童】

市内に住所があり、満1歳以上(ただしミルクの授乳及び離乳食が完了していること)から就学前の児童。

【利用日・利用時間】

平日:午前8時30分～午後4時30分

土曜日:午前8時30分～正午

【利用日数の上限】

就労等での利用の場合:週3日以内

緊急に利用の場合:月14日以内

リフレッシュ等の利用の場合:月7日以内

【利用料】

1日利用の場合

3歳児未満 2,500円 3歳児以上 1,800円 * 給食費300円

半日保育

3歳児未満 1,300円 3歳児以上 1,000円

【事業名】

ファミリーサポートセンター

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8202

【事業の内容】

ファミリー・サポート・センターは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応

利用料

1時間700円

【事業名】

地域子育て支援センター

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8202

【事業の内容】

未就学の子どもをもつ親とその子どもが、気軽に集い交流し、子育て関連の情報提供や相談、講習などを行い、子育て全般に関する支援を行います。

【場所】

地域子育て支援センター「ちびっこ広場」
尾鷲市宮ノ上町8-1(尾鷲第二保育園併設)

【開設日・時間】

月曜日～金曜日の10時～15時

【事業名】

放課後児童クラブ(学童保育)

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8202

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合該当に○

補助

委託

なし

その他

【事業の内容】

保護者が労働などで昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の時間帯に保護者の代わりに家庭的機能を補った生活の場を提供し、遊びや生活を通してその子どもの健全育成を図る目的として放課後児童クラブが設置されています。

【放課後児童クラブ】

わんぱくクラブ
くれよん

【事業名】

要保護及び準要保護児童生徒援助費

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中村町10番41号

担当部署等の名

教育総務課

電 話

0597-23-8291

【事業の内容】**1 目的**

経済的な理由により、毎日の学習に必要な学用品等の購入や学校行事等の参加に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その費用を援助し、すべての児童生徒が義務教育を等しく受けることができるようにします。

2 援助の対象となる児童生徒**(1) 要保護児童生徒**

保護者が、現在、生活保護法の規定による保護を受けている児童生徒です。

(2) 準要保護児童生徒

保護者が、現在、経済的に生活保護法の規定による保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると認められる児童生徒です。

3 援助の対象となる費用は**(1) 要保護児童生徒**

生活保護法に基づく教育扶助対象費用以外の費用で、修学旅行費、医療費(学校保健法に定める疾病)が援助されます。

(2) 準要保護児童生徒

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費(学校保健法に定める疾病)が援助されます。

新入学児童生徒には、新入学学用品費があわせて援助されます。

【事業名】

新入学用品準備金の入学前支給

【実施主体】

住 所

尾鷲市中村町10番41号

尾鷲市

担当部署等の名

教育総務課

電 話

0597-23-8291

【事業の内容】

小中学校に入学する児童生徒の保護者で経済的に困っている人に対して、入学前に就学援助の新入学用品準備金を支給します。

1. 対象

市内に在住で、子どもが公立小中学校に入学予定の保護者で、次のいずれかに該当する人

- ・生活保護法に基づく保護を停止または廃止された人
- ・現在、経済的に生活保護法の規定による保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると認められる人

2. 申請方法**(1) 小学校入学予定者の場合**

申請書に必要事項を記入し、尾鷲市教育委員会教育総務課へ提出(郵送可)してください。

(2) 中学校入学予定者の場合

就学援助を受けている小学6年生を対象に支給しますので、既に認定されている人は手続きの必要はありません。

就学援助を受けていない人で、新入学用品準備金の受給を希望する場合は、「就学援助費給付申請書」に必要事項を記入し、通学している学校へ提出してください。

【事業名】

無料法律相談

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

市民サービス課

電 話

0597-23-8250

【事業の内容】**1概要**

法律に関する専門的な知識を要する相談に対し、弁護士が無料で相談に応じます。
相談には予約が必要です。

2相談予約

- ・予約受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
- ・相談予約電話 0597-23-8250
- ・受付開始は、毎月月初めからになります。

3相談時間・場所

予約時にご案内します。

【事業名】

司法書士相談

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

市民サービス課

電 話

0597-23-8250

【事業の内容】**1概要**

相続、成年後見、簡易裁判所訴訟手続等の専門的な知識を要する相談に対し、司法書士が無料で相談に応じます。

相談には予約が必要です。

2相談予約

・予約受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

・相談予約電話 0597-23-8250

3相談時間・場所

・2ヶ月に1度 第3火曜日 10:00～12:00（一人当たり 30分）

【事業名】

人権相談

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

市民サービス課

電 話

0597-23-8250

【事業の内容】

1 目的

人権問題でお悩みの方に、助言や専門機関の紹介などを行い、相談者の自主的な解決を支援する面接相談を実施しています。

相談は予約制のため、市民サービス課までお問い合わせください。

【事業名】

消費生活相談事業

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

商工観光課

電 話

188(局番なし)

【事業の内容】**1概要**

商品やサービスなど、消費生活全般に関する消費者からの苦情や問い合わせの相談を受け、中立・公正な立場で相談の解決に努めます。

2対象者

消費生活に関するトラブルなどを抱える消費者

3相談受付時間

月曜～金曜 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)

4相談方法

電 話 188(局番無し)

来 所 尾鷲市役所 商工観光課

【事業名】

若者就業サポートステーション

【実施主体】

尾鷲市

住 所

津市羽所町700番地 アスト津3階

担当部署等の名

公財 三重県労働福祉協会

電 話

059-123-0050

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合該当に○

補助

委託

なし

○その他

【事業の内容】

1 概要

三重県と連携して無業状態にある若者及び家族を対象に職業的自立に向けた支援を行います。

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

【事業名】

教育相談

【実施主体】

住 所

尾鷲市中村町10番41号

尾鷲市

担当部署等の名

教育総務課

電 話

0597-23-8292

【事業の内容】

1 概要

子どもたちの心の問題が複雑化・多様化しているなか、学校で子どもたちがいきいきと学べるよう、臨床心理相談専門員(臨床心理士)による、子どもたちの心の問題の解決に向けた専門的教育相談(二次的教育相談)を実施しています。相談は予約制のため、担当窓口までご連絡ください。

【事業名】

税の猶予・納税相談

【実施主体】

住 所

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市

担当部署等の名

税務課

電 話

0597-23-8173

【事業の内容】

税務課では、事情により納期限内に税を納めることができない場合につき、相談を受け付けています。

また、災害、病気、事業の休廃業などにより、市税を一時に納付することが困難な場合には、税務課に申請することにより、納税を猶予する制度があります。詳細については、税務課にお問い合わせください。

次の①～④全てに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

①次のいずれかに該当する事実(申請者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じたものに限ります。以下、「猶予該当事実」といいます。)があること

(ア)申請者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと

(イ)申請者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと

(ウ)申請者がその事業を廃止し、又は休止したこと

(エ)申請者がその事業につき著しい損失を受けたこと

(オ)申請者に(ア)～(エ)に類する事実があったこと

②猶予該当事実に基づき、申請者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること

③「徴収猶予申請書」が尾鷲市(税務課)に提出されていること

④原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(税額が100万円以下かつ3か月以内の猶予については担保不要)

徴収の猶予以外にも既に市税の滞納があり、財産の換価(差し押さえた財産の中から市税を回収する手続き)を行うことにより事業の継続等を困難にする恐れがある場合等に換価を猶予する制度があります。

【事業名】

福祉全般相談

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8201

【事業の内容】**1概要**

介護や障害、子育てなど、さまざまな福祉分野の相談に対し、総合的に対応します。
困りごとを解決するために必要な制度やサービス、手続き等を紹介します。
必要に応じて、適切な部署や外部機関におつなぎします。

2対象者

認知症・介護、子育ての悩みを抱えた方、障害福祉サービスや制度等を知りたい方、経済的な不安を抱えた方等

3相談受付時間

月曜～金曜 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)

4相談方法

電 話 0597-23-8201

来 所 尾鷲市役所福祉保健課

【事業名】

健康相談

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市栄町5番5号 福祉保健センター2階

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-3871

【事業の内容】**1概要**

心や身体の健康に関することや育児に関する事などについて保健師・管理栄養士が相談に応じます。

2相談受付時間

月曜～金曜 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)

3相談方法

電 話:0597-23-3871

来 所:尾鷲市役所福祉保健課(尾鷲市福祉保健センター2階) ※要予約

【事業名】

高齢者・介護に関する相談

【実施主体】 尾鷲市	住 所	尾鷲市栄町5番5号
	担当部署等の名	尾鷲市地域包括支援センター
	電 話	0597-22-3003

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合該当に○

補助 委託 なし ○(紀北広域連合より委託)

【事業の内容】

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種により、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じて、高齢者の包括的な支援にあたっており、地域包括ケアシステム推進のための中核的な機関となっています。

地域包括支援センターでは、主に以下の業務を行っています。

○総合相談

本人や家族等から健康や福祉、医療や生活、認知症等、高齢者に関する様々な相談を受けて適切な機関につなぐなど連携して支援を行います。

○介護予防マネジメント

要介護(要支援)認定や介護予防サービスの利用、介護予防・日常生活支援事業の利用等を支援します。

○権利擁護

高齢者虐待防止の支援や、判断能力が十分でない人の財産や生活を守るために成年後見制度・日常自立支援事業の情報提供や利用支援等を行います。

○認知症施策の推進

認知症に関する様々な情報を記載した「認知症ケアパス」の作成や、「認知症サポーター養成講座」の開催等を行っています。

【事業名】

生活保護制度

【実施主体】

住 所

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8203

【事業の内容】

生活保護はいろいろな努力をしてなおかつ生活が成り立たない場合に、最低限度の生活を保障し、自立に向けての手助けをする制度です。

次の事柄にあてはまる方が生活保護の対象となります。

1世帯の収入が基準の額より低い

- ・収入とは、世帯全体の、年金なども含む全ての収入です。例えば、親の収入が無くても一緒に住んでいる子供に収入があると受けられないことがあります。
- ・基準の額は世帯の人数や年齢によって異なります。

2活用できる資産を持っていない

- ・預金は生活にあててください。
- ・株や利用していない土地などは売却して生活にあててください。
- ・生命保険は、解約払戻金が多額の場合は、原則として解約して生活にあててください。
- ・ローン付きの住宅は原則として保有は認められません。
- ・自動車を持ったり、借りたりして使うことは原則認められません。

3利用できる他の制度はすべて活用している

- ・年金、雇用保険、傷病手当金、高額医療制度など、受けられる制度はすべて受けてください。

4働ける能力を活用している

- ・働ける能力があるのに、働こうとしない方は生活保護は受けられません。
- ・働き先がない場合は、働き先を見つける努力をしている場合に限りです。

5親子、兄弟、姉妹から援助を受けられない

- ・親子、兄弟、姉妹は互いに助け合う義務がありますので、援助が受けられるかどうか相談してみてください。

6相談・申請について

- 相談や申請は、福祉保健課で受け付けています。

【事業名】

生活困窮者自立支援事業

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8203

【事業の内容】**1 概要**

働きたくても働けない、住む所がないなどの生活困窮者からの相談に対応します。
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

2 支援内容**(1) 自立相談支援事業**

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(2) 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

(3) 家計相談支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

【事業名】

高齢者虐待防止

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8201

【事業の内容】**1対象者**

65歳以上の高齢者

2相談内容

(1)養護者から虐待される又は虐待されている疑いのある高齢者について、専門職員等が相談に応じ、事実確認の調査のうえで、虐待の防止・解消・緩和を図ります。必要な場合は、高齢者の保護や、養護者と高齢者の分離を行います。

(2)養介護施設従事者等から虐待される又は虐待されている疑いのある高齢者について、専門職員等が相談に応じ、事実確認の調査のうえで、虐待の防止と高齢者の保護を図るため、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使して対応します。(権限が県に属している場合は、県が支援します。)

(3)養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介します。

詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

【事業名】

障害者虐待防止事業

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8203

【事業の内容】

1 相談内容

「養護者(障がい者を現に養護する者)による虐待」、「障害者福祉施設従業者等による虐待」による障がい者虐待の相談・通報を受け付けています。

詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

【事業名】

成年後見制度利用支援事業

【実施主体】

尾鷲市

住 所

尾鷲市中央町10番43号

担当部署等の名

福祉保健課

電 話

0597-23-8201

【事業の内容】**1概要**

成年後見制度の利用が必要であり、身寄りがなく申し立てを行うことが困難な場合に市長が申し立てを行い、本人等の財産等の状況から申し立て費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合にこれらの費用を支給することで、成年後見制度の利用促進を図ります。

2対象者

市内に住所を有する判断能力が不十分な高齢者・知的障害者・精神障害者

3支援内容

預貯金や不動産などの財産管理、あるいは介護、施設への入退去など、生活に配慮する身上監護などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行います。

4経費の要否**(1)申立て費用・鑑定費用**

本人または関係人が負担すべきであると判断したときは、本人負担(求償)となります。

(2)報酬

一定の条件(生活保護等)に該当しない場合は、本人負担となります。

【事業名】

犯罪被害者の市営住宅優先抽選制度

【実施主体】

住 所

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市

担当部署等の名

建設課

電 話

0597-23-8241

【事業の内容】**〔犯罪被害者等の優先枠抽選〕**

犯罪により害を被った者及びその家族又は遺族による世帯は、優先枠抽選対象者とし、一般住戸に先立って抽選し、それに落選しても再度一般枠で抽選に参加できることとしています。

上記の優先枠抽選の取扱いを受けるためには、次の要件を満たしていることが必要となります。

なお要件の認定につきましては、市民サービス課にて実施しておりますので、ご確認ください。

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者

(1) 犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった者

(2) 現在居住している住宅又はその付近において、犯罪が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

イ 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

ロ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者

ハ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者

ニ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第2条第3項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者

〔犯罪被害者等の目的外使用〕

犯罪被害者等が、上記の要件を満たしている場合であって、公募(定期募集)による入居を待つことができない緊急に迫られる事情がある者である場合は、国(中部地方整備局)の承認を得たうえで、1年を超えない期間に限り市営住宅を目的外使用させることができることとしています。

犯 罪 被 害 相 談 カ ー ド

ご相談者	お 名 前	ふりがな()
	生年月日・性別	生年月日 : 年 月 日生 性別 : 男・女
	ご 住 所	
	ご 連 絡 先	電話番号 () メールアドレス
	関 係	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他()

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概 要	被 害 発 生 日	年 月 日
	被 害 の 種 類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者等からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被 害 発 生 場 所	<input type="checkbox"/> 市町内 <input type="checkbox"/> 県内他市町(市・町) <input type="checkbox"/> 県外(県) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	そ の 他	被害の概要について知っておいてほしいことがあれば、ご自由にお書きください。

要 望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	
	<input type="checkbox"/> その他()			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

犯罪被害者等支援 アセスメント&プランニングシート

回目 / 回

相談者名：		受理No. -	令和 年 月 日 ()	記入者：
項 目		アセスメント (支援の必要なこと、症状等)	プランニング (支援計画) ①内容 ②期間 ③支援者	
重 要 確 認 項 目	① 被害内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罪名 (概要：) ・ 日時 (年 / 、経過日数) ・ 場所 (自宅・自宅以外：) ・ 加害者との関係 (見知らぬ人・知人：) ・ ケガ (無・有：診断名) ・ 診断書 (無・有) 		
	② 刑事手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察への届出 (無・有) ・ 被害届の受理 (無・有) ・ 公判手続進捗状況 () 		
	③ 再被害の危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害者検挙 (無・有) ・ 未検挙の場合、再被害の危険性 (無・有：) ・ 出所後の再被害危険性 (無・有：) ・ 現在の対策 () 		
	④ 身体的症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不眠 (無・有：) ・ 食事 (変化なし・過食・食思不振) ・ 体重の大幅減少 (無・有) 		
	⑤ 精神的症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恐怖感、不安感、フラッシュバック、悪夢、外出困難 ・ 人間不信 ・ その他 () 		
	⑥ 医 療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科受診 (無・有：) ・ 精神科/心療内科受診 (無・有：) ・ 「 」科受診 (無・有：) ・ 治療費支払困難 (無・有) 		
	⑦ 日常生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅に住めない (一時的・転居) ・ 当座の資金不足 (無・有：) ・ 職場/学校に行けない (無・有：) ・ 育児/介護を必要とする人 (無・有：) 		
	⑧ 相談者の要望(主訴)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話や面接、自宅訪問などの希望について ・ 窓口からの連絡 (可・否) 		
心 身 の 反 応	⑨ 心身の症状 (④、⑤以外)	<ul style="list-style-type: none"> (麻痺症状) ・ 現実感がない、・ 感情麻痺 (過覚醒症状) ・ 過敏症状 (回避症状) ・ 事件に関連するものを避ける ・ 集中力低下 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 怒り、・ 悔しさ、・ 一人になれない、・ 無気力、 ・ 発熱、・ 息苦しさ、・ 倦怠感 ・ 罪責感、・ 後遺症 (無・有：) 【子どもの場合】 ・ 腹痛、・ 頭痛、・ 息苦しさ ・ 退行 (無・有：) 		
	⑩ 留意する症状 (医療機関受診の必要性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ④、⑤の日常生活への影響度 (無・有) ・ ④、⑤の持続度 (週間・1ヶ月以上・) ・ 過呼吸 (無・有：頻度) ・ 自傷行為 (無・有：) 		

相談者名：		受理No.	-	令和 年 月 日 ()	記入者：
項 目		アセスメント（支援の必要なこと、症状等）		プランニング（支援計画）①内容 ②期間 ③支援者	
生活・家庭状況	⑪	通院歴・既往	・被害以前の精神科/心療内科受診歴 (無・有：いつ 診断名) ・既往歴(無・有：)		
	⑫	家族関係	・家族へ被害事実を伝えている(無・有) ・夫婦/家族間不和 (知られたくない・理解を得にくい・協力を得にくい) ・家族が被害者本人への接し方が分からない(無・有) ・子ども等への虐待(無・有) ・家族の様子()		
	⑬	職場関係	・自営業、・正職員、・派遣、・パート(日/週) ・無職、・休職中(有休扱い・無給)、・失業した ・職場関係者に被害事実を伝えている(無・有) ・職場の協力体制(無・有：協力者)		
	⑭	学校関係	・学校関係者に被害事実を伝えている(無・有) ・学校関係者の協力体制(無・有：協力者)		
	⑮	経済状況	・経済不安(無・有)、・収入減 ・医療費負担の生計への影響度(大・小) ・生活保護(無・有：)		
	⑯	地域社会との関係	・親族からの孤立、・近隣/友人からの孤立/対立、 ・育児/家事援助者(無・有：) ・相談できる人(無・有：)		
司法手続き関係	⑰	刑事手続	・手続きの理解(無・有) ・検察官との接触(無・有) ・裁判傍聴の希望(無・有) ・公判内容の情報提供の希望(無・有) ・証人出廷必要性(無・有) ・証人出廷への迷い(無・有) ・意見陳述希望(無・有)、・示談交渉(無・有) ・参加制度希望(無・有) ・損害賠償命令希望(無・有)		
	⑱	民事手続	・損害賠償請求の意思(無・有)		
	⑲	弁護士依頼	・依頼したいことは何か (参加制度・損害賠償請求・その他：)		
特記事項	⑳	罪種等に応じて確認を要する事項	・マスコミ対応への悩み(無・有) 【生命身体犯の場合】 ・犯給金の説明(受けた・受けていない) ・犯給金の申請(無・有) 【交通事犯の場合】 ・加害自動車の保険加入状況 (無保険・自賠償のみ・任意保険)		
(関係機関等)	㉑	身近な人の協力	・協力者の存在(無・有：)		
	㉒	他機関	・現在利用中の医療/福祉サービス、制度 (無・有：) ・他機関への相談歴(無・有) ・連携の必要性(無・有：連携先)		
	㉓	その他			

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報

(表)

受理年月日	年 月 日
相談者の氏名等	ふりがな 生年月日 性別 氏名 年 月 日生(歳) 男・女
	住 所
	電話番号 () メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの申告内容を記載	被害発生日: 年 月 日
	被害の種類: <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被害発生場所: <input type="checkbox"/> 市町内 <input type="checkbox"/> 県内他市町(市・町) <input type="checkbox"/> 県外(県) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
当該被害による心身の状態	通院状況: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況: <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終了 後遺障害: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況(傷害や後遺障害の程度):
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの申告を基に記載	
自機関・団体で実施した支援内容	
これまで受けた支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日: 年 月頃、相談機関・団体名: 受けた支援の概要:
紹介先担当部署 〃 連絡先	電話 ()
備 考	
情報提供についての同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 (署名不可の場合は、「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに、 電話 () から、月 日 時 分、同意を得た。
連絡年月日	年 月 日
担当部署・連絡先	電話 ()

※紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、**太字**の項目については、最低限伝えることが望ましい。
※本件情報は、個人情報に関する法律または条例等に基づく管理体制にある機関・団体において活用するものとする。

犯 罪 被 害 者 等 の 要 望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判 に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等 の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情 報提供	
	<input type="checkbox"/> その他			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

○尾鷲市犯罪被害者等支援条例

令和3年3月25日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通して行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調等の被害をいう。
- (5) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (6) 事業者 本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (7) 関係団体 国、三重県、三重県警察その他地方公共団体、犯罪被

害者等支援を行う民間の団体その他関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、その立場に立って適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて必要な支援が途切れることなく提供されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係団体の適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、関係団体と相互に連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係団体と連絡調整を行うものとする。

(市民及び事業者の理解の促進)

第8条 市は、犯罪被害者等の支援について市民及び事業者の理解を深めるための施策を実施するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第9条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。犯罪被害者等支援に従事する者が個人情報を取扱う場合も同様とする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言及び情報提供並びに犯罪被害者等支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。